

令和3年3月24日

麻生の浦大橋2号橋（一般県道鳥羽阿児線）の通行規制について

一般県道鳥羽阿児線（麻生の浦大橋2号橋）について、橋梁調査を行ったところ、橋梁上部工のケーブルに損傷があることが判明し、**片側交互通行、重量制限（8t以上通行止め）**の規制をしています。  
現在、詳細調査を行っており、この調査結果を基に補修方法等の検討を進めていきます。

道路利用者の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

通行規制の概要

（1）通行規制の区間

一般県道鳥羽阿児線 麻生の浦大橋2号橋を含む約250m区間  
（住所：鳥羽市浦村町）

（2）通行規制の内容

**片側交互通行 及び 重量制限（8t以上通行止め）**

（3）規制期間

未定（調査結果を受けて、今後の通行規制方法を決定します。  
なお、規制方法が変更になる場合は改めてお知らせします。）

三重県志摩建設事務所保全課

0599-43-9626